

# 経理規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人にじ子屋(以下「この法人」という。)の業務遂行を伴う諸取引を正確かつ迅速に処理し、財政状態及び経営成績に関し、真実かつ正確な報告を提供するとともに、経営活動の計算的把握を通じて、経営活動の効率的運営を推進することを目的とする。

## (基本方針)

第2条 この法人の財務経理事務は、この規程に定めるところによる。

## (財務経理事務の範囲)

第3条 この規程は、次に掲げる財務経理関係事項について適用する。

- (1) 会計帳簿及び帳票に関する事項
- (2) 金銭出納に関する事項
- (3) 決算に関する事項
- (4) 税務会計に関する事項

## (会計年度)

第4条 この法人の会計年度は定款に定める事業年度に従い、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## (会計単位)

第5条 この法人の財務経理は、原則として法人で統一する。

## (区分・部門別管理)

第6条 この法人の活動計算は、法令及び定款に従い区分管理を行い、必要に応じて部門別の管理を行う。

## (責任者)

第7条 経理責任者は、理事長若しくは理事長より任命を受けた役職員とする。

## (機密保持)

第8条 財務経理事務を通じて知り得たこの法人の機密に関する事項は、法令又は理事長の許可なくして漏らしてはならない。

## 第2章 会計帳簿及び帳票

### (原則)

第9条 この法人の取引は、全て適正な勘定科目に仕訳し、整然かつ明瞭に帳簿及び伝票に記録、整理しなければならない。

(勘定科目)

第 10 条 この法人の勘定科目及びその配列は、NPO 法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計慣行を斟酌して決定する。

(会計伝票)

第 11 条 すべての取引は、原則として会計帳簿に記録に残す、会計帳簿は、電磁的記録による方法、文書による方法どちらかの方法によって作成する。

(会計帳簿)

第 12 条 この法人の会計帳簿は次のとおりとする。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 仕訳帳
- (3) 残高試算表

### 第 3 章 金銭出納

(範囲)

第 13 条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

(出納担当部署)

第 14 条 金銭の出納は原則として経理チームがこの責任を負う。経理責任者の判断で、金銭の出納の業務を、社内及び社外の者に委任することができる。

(出納責任者)

第 15 条 金銭の出納責任者は理事長若しくは理事長が任命した役職員とする。

(出納担当者)

第 16 条 出納担当者は、出納担当者が担当者を定める。必要に応じて出納事務を社外に委託することができるが、その責任は担当者にあるものとする。

(間接入金)

第 17 条 金銭の出納は、出納担当者が行うこととし、出納担当者以外の者が金銭を受領した場合には、速やかにこれを出納担当者へ引き渡さなければならない。

(領収書)

第 18 条 金銭を収納した場合には、原則として領収書を作成して交付する。

(収納)

第 19 条 収納した金銭は、速やかに銀行口座へ入金させるものとする。

- 2 金銭の収納に用いる口座は、理事長が管理するものとする。

(支払基準)

第 20 条 商品、物品及び用役、サービス等の支払いは、契約書等で定められた支払条件によるも

のとする。

2 契約書等で定められた支払条件がない場合、この法人の支払いは原則として月末締め翌月10日銀行振込払いとし、その旨、取引先の理解を得るものとする。

(支払の依頼)

第21条 金銭の支払いに際しては、各業務担当者は、請求その他取引を証する証憑に基づいて、規定された者の承認を得て、担当者に支払いを依頼するものとする。

## 第4章 決算

(責任者)

第22条 決算責任者は理事長若しくは理事長より任命された役職員とする。

(予算)

第23条 理事長若しくは理事長より任命された役職員は、事業計画及び予算を作成する責任者とする。

(計算書類)

第24条 期末決算においては、以下の決算諸表を作成する。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 活動計算書
- (4) 財産目録
- (5) その他法令等に定められた書類

(決算報告)

第25条 経理責任者は、毎期末の決算諸表を取りまとめ、理事長に提出する。

## 第5章 税務会計

(税務の基本原則)

第26条 税務の処理に当たっては、税務関係法令を適正に解釈し、適正額による申告及び納税を行わなければならない。

(税務申告)

第27条 税務申告は、経理責任者がこれを取りまとめ、理事長の承認を得て行う。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は令和6年9月14日より実施する。(令和6年9月14日理事会決議)